

消防庁通知により下記の行為が認められました

消防危第63号 令和5年3月24日 消防庁危険物保安室長発出

政令第3条第1号の「自動車等」には、自動車、航空機、船舶及び鉄道又は軌道によって運行する車両のほか、可搬形発電設備、除雪機、農機具類等動力源として危険物を消費する燃料タンクを内蔵するもの全てが該当とされたことから、従来組合で禁止していた下記の行為が認められることとなりました。

ただし、同行為については給油取扱所(セルフ・フルを問わない)において、従業員が直接給油行為をする場合のみに認められた限定行為です。



従来は機器等を荷台から降ろすか容器を介して行わなければ給油NG



給油取扱所(セルフ・フルを問わない)において従業員が直接給油をする場合はOK
また、1日に給油できる数量の制限も無くなりました(容器詰め替え従来通り指定数量未満)

給油取扱所において、トラック等の車両の荷台に積載され、又は車両により牽引された状態の自動車等(政令第3条第1号の「自動車等」をいう。)の燃料タンクに直接給油することも認められることとなりました。

ただし、同行為については給油取扱所(セルフ・フルを問わない)において、従業員が直接給油行為をする場合のみで、かつ積載された自動車等の転倒及び動揺の防止並びに静電気対策について十分な措置を講じられている場合に限り認められた限定行為であり、静電気対策が不十分な場合は認められません。



従来は機器等を荷台から降ろすか容器を介して行わなければ給油NG



給油取扱所(セルフ・フルを問わない)において従業員が直接給油をする場合はOK
また、1日に給油できる数量の制限も無くなりました(容器詰め替え従来通り指定数量未満)